子どもの最善の利益を確保する就学時健康診断のあり方
―スクールソーシャルワーカーによる学校問題への介入の試み―

吉賀　成子[1]　　平野　祥子[2]

経済状況の悪化とともに子どもを取り巻く環境が深刻化する状況において、2008年文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業が開始された。それから５年が経つが、未だにその職種の価値や専門性は教育の中に明確に位置づけられたとはいい難いのが現状である。今回、子どもと保護者がはじめて学校と出会う就学時健康診断にスクールソーシャルワーカーが参加することにより、児童および家族の「生活課題」を早期に把握し、何らかの対応が可能になるのではないかと考え、４校の小学校での参加を試みた。その結果、就学時健康診断受診者414人中42人の相談を受理した。本稿では、相談を受けた一事例を通して、貧困にさらされている子どもの生活基盤と発達基盤について考察を行った。そこから導き出されたスクールソーシャルワーカーの取り組みは、「子どもの貧困」をどうすることもできない運命観から脱却する具体的な手立てのひとつになっていく可能性を示した。

キーワード：就学時健康診断　スクールソーシャルワーカー　学校問題　生活問題
文化的再生産

１．はじめに

小学校に入学して間もない児童の相談がスクールソーシャルワーカー（以下「SSWr」という）に多く寄せられている。早期発見・早期介入の動きはSSWr導入の効果の一つであり、「社会的ネグレクト」防止活動が小学校に浸透しはじめていると捉えることもできる。しかし、なぜ、入学間もない児童と家族の相談が多く寄せられるのか。就学時健康診断[注1)]で入学後に児童の学校問題となる可能性のある生活課題を相談し、入学前から具体的な手立てを講じることができるシステムがあるにもかかわらず、そのあり方は旧態依然として身体的、精神的、知的面での学校における就学の適否の判断を主目的としており、生活課題発見の手立てとして有効に活用できていないと考えられる。

そこで、まず「子どもの最善の利益を確保する」ことを基軸に、就学時健康診断にSSWrが参加し、その課題を明らかにし、その意義について分析と考察を試みた。

1 東京家政学院大学現代生活学部人間福祉学科
2 大和市教育委員会青少年相談室

１－１　貧困の文化的再生産

貧困の文化的再生産あるいは継承とは、2世代以上にわたって、社会的に受容できないほどの貧困な生活状態が続くような状況が、ある集団あるいは層として形成されていることを意味する[1)]。

親の所得や職業などの家庭環境の差が、子どもの受けられる教育に大きく影響することは、以前から指摘されてきた。文部科学省の委託研究として行われた耳塚（2009）の全国学力・学習状況調査の結果と保護者調査結果をもとにした家庭背景と子どもの学力等の関係の分析結果からも、学外教育支出の多い家庭ほど子どもの学力は高く、家庭の経済力と子どもの学力の間には強い関係があることとが明らかになっている[2)]。

また、貧困家庭の多くは、経済的にはもちろん

のこと子どもの教育に関わる文化的な資本も弱く、家庭で学習する環境がなく、習慣づけがなされていないため、学力が低く、自立に必要な教育を受けることができない。子どもの貧困[注2)]は、成長発達にさまざまな不利をもたらし、その結果、子どもの意欲や希望までが奪われて、さらに貧困が次世代へと連鎖していくことになる[3)]。

1－2　「虐待」と「貧困」の連鎖

児童虐待はあらゆる階層に起こりうるとされるが、大きな要因の一つとして経済的貧困があるとされている。

平成15年度に東京都の児童相談所が受理した相談事例2,481件について虐待が行われた家庭状況の分析調査の結果、30.8％の家庭が「経済的な困難」を抱えており、貧困に直結する母子だけの「ひとり親家庭」が30.6％、「就労の不安定な家庭」が14％を占めていた[4)]。

最近の事件を見ても、失業・低所得・不安定就労・周囲からの孤立などからくる親のストレスが、思うようにいかない育児の苛立ちと重なり、子どもへの暴力や養育放棄に至るというパターンが多い。

近年における児童虐待の急増が、貧困の拡大とりわけ若年層の貧困化と密に関係していることは明らかで、新規採用の減少や非正規・不安定雇用の増大が、子育ての土台となる生活基盤の崩壊を引き起こしていると考えられる。

1－3　「学校問題」と「生活問題」

子どもは「家族」という個々別々の不平等な諸資源を持つ環境の中で育てられている。学校の中では不登校や暴力行為、学力低下など様々な問題が起きているが、これらの学校問題の背景には家庭での生活状況、特に貧困状況が関係していることは無視できない[5)]。

しかし、これまで教師はこのことに気付いていながらも、貧困や家族関係などは家庭内の個別の問題であり、どのように対応してよいかわからなかった[6)]。

スクールソーシャルワークとは、「子どもが見せる行動や症状と、その背景にある子供のおかれている環境がどのように関係しているのか」に焦点を当て、子どもの教育権の保障と自立支援の視点から改善策を考え、支援していくことである。

2．研究の目的・方法

X市内の小学校では、就学時健康診断以後、入学式にも出席せず、在籍したまま所在不明の児童がでてくるなど、子どもを取り巻く状況が深刻化している。そこで、入学前から家族を理解し、関係づくりを行うことで、子どもに還元できる校内支援体制の早期確立を目指し、就学時健康診断にSSWrが参加する予防的介入を試み、その取り組みについて明らかにすることを研究の目的とした。

就学時健康診断にSSWrが参加した学校は、これまで寄せられた相談から、就学前の生活問題が学校問題となり深刻化しているにもかかわらず、SSWrへの相談依頼が少なく、学校問題への介入が難しいと感じている４校で、各校の特徴は表１のとおりである。

表１　SSWrが受理し就学時健康診断に参加した４校の特徴

学校名	児童数	特徴
A小学校	500 人	発達に関する課題に起因した学校問題が多く、中学進学後重篤な問題につながるケースが多い。
B小学校	500 人	外国につながりのある児童の相談が多い。
C小学校	900 人	中学進学後家庭環境の影響が非行や不登校という形で表出する。
D小学校	350 人	小規模校でありながら、過去５年間、困難事例と言われる事例の割合が高い。

就学時健康診断には2人のSSWrが参加し、特に相談ブースを設けることなく、廊下で案内をしながら声をかけた。声をかける基準は、①子どもや保護者の服装が清潔であるか、表情は明るくおどおどしていないか、年齢に不相応な幼稚さはないか、②外国とつながりのある子どもではないか、③保護者は子どもへ威圧的で一方的な話し方をしていないか、子どもは親の顔色をうかがって

いないか、④子どもに不自然なケガはないか、⑤保護者は教職員の声掛けに対して理解ができているか、拒否的な言動はないかなどとした。

その後、声をかけた家族の中から貧困という生活課題のある一事例の考察を行った。

研究については、関係機関に研究の趣旨を説明し、個人の特定及び関係機関の運営等に支障がないように、倫理的配慮を行った。

３．研究の結果

SSWrが声をかけ、相談を受理した家族は就学時健康診断受診者414人中42人であった。

相談の内訳は養育支援が必要なものが一番多かったが、その他子どもの発達に関すること、外国とつながりのある児童家族、学校とのかかわりに難しさのある在籍児童家族、家族の病気、暴力、ひとり親家庭、そして経済的な課題であった（表２）。

表２　相談の内訳（重複あり）

項目	相談件数	割合（%）
養育（養護を含む）	38	43.1
発達課題	23	26.1
経済的課題	9	10.2
ひとり親	7	7.9
病気	5	5.6
外国とのつながり	4	4.5
保護者の病気	2	2.2

４．事例「お金の相談に乗ってくれますか？」

SSWrが受理した経済的課題の相談件数は９件（10.2%）であったが、いずれの学校でもみられた相談である。また、子どもの貧困は、貧困から付随するさまざまな不利がさらに貧困を促進し、個人ではどうにもならない複合的剥奪と重層的傷つきが広がっていく要因となる可能性が大きい。

A校での就学時健康診断時に経済的課題についての相談を受けた一事例を通して、SSWrが子どもとその家族と出会った後、その関係を紡ぎながら、子どもの未来の可能性を切り拓く社会関係を構築していく過程について報告をする。

４－１　A小学校の地域概要

A小学校のあるX市は、特例市であり、外国人比率は2.8%（72か国）、生活保護受給世帯数は約2700世帯で、就学援助受給率[注3)]も全国平均を上回っている。

A小学校は全校児童数約500名で、市内では標準的な規模の小学校である。駅から徒歩15分ほどの住宅街の中にある。区画整理により新しい住宅が目立つが、親世代も同じ小学校に通っていたなど昔からこの土地で生活している人が多い。そのせいか、民生委員などを中心に小学生への登下校時の声かけ運動などが自主的に行われている。

４－２　事例

本事例は経済的課題を抱えながらも母親が就学時健康診断の事後指導で相談できず、SSWrと出会うことで自らの抱えている生活課題について相談できた事例である。

健康診断を終え、最後の事後指導室の受付に向かって兄弟と思われる男児二人が廊下を走りながら来る。少し後れて髪の毛がボサボサでだらしなさを感じさせる母親が来る。母親の背中には緩んだおんぶ紐におんぶされた乳児がいた。乳児は母親の身体に密着しておらず、不安定な様子であった。清潔ではあるが着古した子どもの服や事後相談時の落ち着きのない本児の様子が気になり、サポートが必要であると判断し、事後指導室での相談終了後に下駄箱のあたりで声をかけた。

「お母さん大丈夫ですか。お子さんがたくさんいて大変ですね。心配なことがあったら相談にのりますよ。」とSSWrが声をかけると、母親から突然「お金の相談にのってくれますか。」と言われた。

母親に声をかけてから相談時間はわずか10分ほどであった。母親は長男の小学校入学と同時に次男が幼稚園に入園し、生活が今よりも苦しくなることに不安を感じていた。しかし、経済的なことを「誰に」「いつ」相談していいのか分からないままであった。そのため、SSWrが声をかけることで相談する機会と場を得ることになった。聞きとった内容は図１のとおりである。

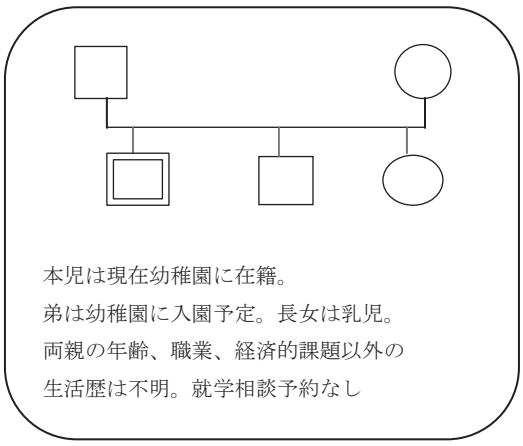

図１　SSWrが出会った家族の概要

SSWrからは就学援助について手続きも含めて説明を行った。また、入学前の準備や経済的な面だけでなく、３人の子どもの子育てについても相談にのることも可能であることを母親に伝えた。その際に母親に青少年相談室のパンフレットを渡し、「入学のことだけでなく、次男のことでも困ったら、いつでも連絡ください。」と伝え、相談を終えた。

就学時健康診断終了後、関係教育機関との情報交換の場で就学予定の小学校の教師や教育委員会の指導主事に本児家族の状況を伝え、支援が必要な家族であるとの共通理解を図った。

５．考察

今回始めて就学時健康診断にSSWrが参加し、小学校入学前児童とその家族の生活課題の相談を受ける機会を設けることを企画・実践した。その結果、受診者414人中42人（10.1％）の相談を受理することができた。

就学時健康診断時に、教育相談の場は設けられていても経済的なことは相談できない、もしくは、してはいけないと考えている保護者が多く、家庭の経済的な問題はなかなか相談としてあがってこない。学校では、入学前の説明会や入学後にも就学援助について説明を行っているが、広い体育館での一斉の説明会では、理解に難しさのある保護者もいる。現実には「いつ」「どの段階」で「誰に」「どのような形」で相談をしていいのかわからず不安を抱えている保護者は多い。そして家族の抱える生活課題の多くは、入学後にはじめて教師が知ることになる。児童生徒の生活問題への対応を学校問題の未然防止につながると捉え、学校の相談体制を整える必要がある。

子どもの生活基盤と発達基盤は交互作用を繰り返し、子どもの人生に長期にわたって影響を与える。環境と人との交互作用の中で、子ども本人の努力ではいかんともしがたい状況に対して、「個人の問題」としてではなく「社会問題」としてとらえ、「子どもを主体」とした具体的な手立てを講じていくことは大変難しい。特に貧困に関しては顕著である。

以下では、子どもの貧困と学校問題との関連について考察を行う。

５－１　教育現場における子どもの貧困問題

事例においては経済的困難であるにもかかわらず、次男を幼稚園に入園させることを考えている。経済的に困難であっても子育て中の母親が仕事に容易に就くこともできない事情があり、子どもの成長発達を促すために幼稚園への入園を選択せざるを得ないことが推測される。また、子育ての支援者もいない中、乳児も含めた３人の子どもの子育ての負担を軽減するために、幼稚園に入園させたいのではないかとも考えられる。このことから関係的貧困と経済的貧困には関係があるといえる。

では、この家族をどう理解することが、子どもに還元できる具体的な手立てとなるのか。考える枠組みとしては「子どもを主体」として捉え、「文化的再生産」をどう断ち切るのかという柱をもつことである。まずは、子どもを中心に保護者、学校、地域を巻き込んだ「文化資本の充実」を意識した人生早期からの途切れのない社会的サポートを構築する必要がある。

貧困は、人生のあらゆる機会において重層的な剥奪につながり、その人の人生に長期にわたって影響を及ぼす。しかし、貧困にさらされた子どもを教師だけで支えるのは難しい。教師にとって、生活問題は気づいても取り扱いにくい介入領域と

しての位置づけが強いというだけではない。構造的複合性を特徴とする子どもの貧困を打開するには「一つの専門職」では難しい。学校問題の責任を学校や家庭に帰すのではなく、社会的責任としての位置づけを明確にし、専門職がチームとなって対応しなければならない。そして、それをサポートする市の教育機関は、社会の変化に応じられる専門職集団としての取り組みが求められる。

今回の取り組みは教育とソーシャルワーク（福祉）の橋渡し役であるSSWrが教師とともに「子どもの発達と社会的自立」という同じ目的をもち、入学前に行われる就学時健康診断から協働していく体制を整えていくことである。そうした取り組みは「子どもの貧困」をどうすることもできない運命観から脱却する一歩につながっていく具体的な手立てのひとつになっていくことを示したといえる。

５－２　児童虐待の発生要因と貧困

図2[7)]は、保護者がその生活を守るためのぎりぎりの生活を送る中で、子どもの状況を見誤り、そのことが親子関係の悪循環の要因となり、周囲も気が付かないうちに子どもが深刻な状況に陥ってしまう可能性をはらんでいることを示した図である。

具体的に図２を通して本事例を考察すると、この家族は、児童虐待の引き金要因である経済的困難や孤立の状況に置かれており、そのことに家族はストレスを感じていると考えられる。一方、子どもの状況は、落ち着きのなさが目立つ。これらのことから、母親は家計のやりくりで精いっぱいで子どもの変化に気づいていてもケアをする時間や気持ちに余裕がなく、子どもたちは児童虐待の中でもネグレクトが起こりやすい環境の下で生活をすることになる。しかし、「社会的なサポート」を早期に得ることで、ネグレクトを未然に防ぐことができることも図２は示している。

ただ、図２では親の要因に「文化的資本の低さ」は取り上げられていない。貧困と文化的資本には関連性があり、虐待にも関連性があると考えられている。ネグレクト事例には不登校も多く、ケース会議で教師からは「どうして学校に行かせないのか？」「いくら健康であっても、社会を生きるための最低の知識は必要だ。」と、親が子どもに

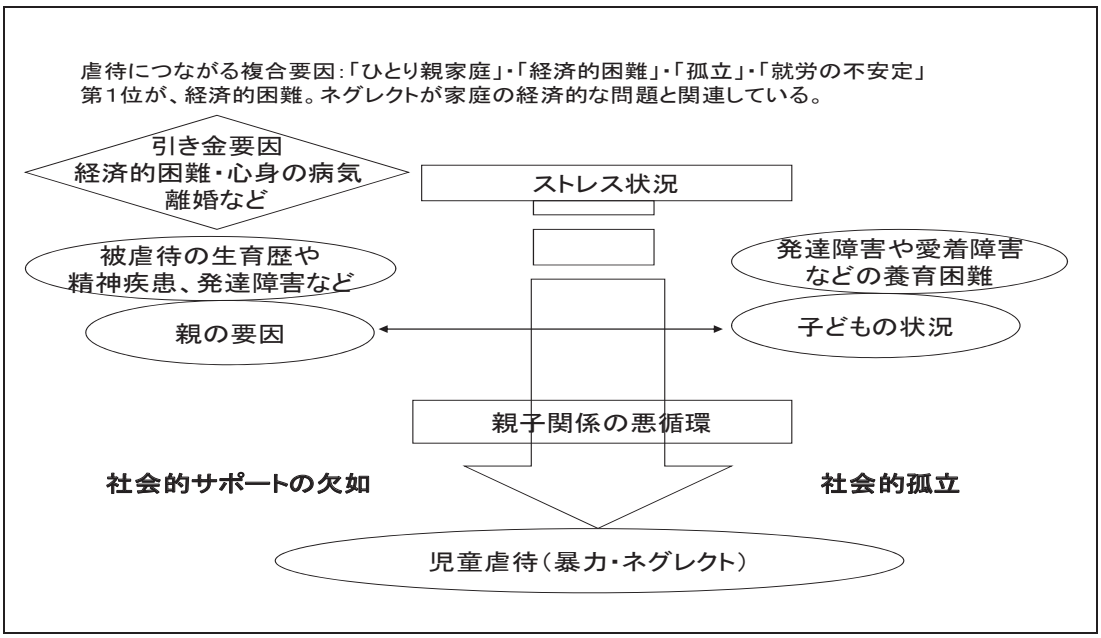

図２　児童虐待の発生要因と貧困
出典:大阪府チーフSSWr大塚美和子（2012）研修資料より

登校を積極的に促さないことを理解できないという声が聞かれる。そのとき、「家族は文化的資本が低いため、学校というものに意味や意義を見出せないだけである。」と説明をすると、教師が納得できたという経験もある。生活基盤を構築している背景には「保護者の文化的資本」が大きく影響している。子どもの貧困問題は表層的な経済的な問題として捉えただけでは、いつまでも社会は子どもの困り感に手を差し伸べることは出来ない。「文化的資本」という項目も必要と考えられる。

５－３　就学時健康診断にSSWrが参加する意義と課題

これまで就学時健康診断にSSWrが参加することのメリットを述べてきたが、課題もある。一つは就学時健康診断の中でSSWrが相談する場をどう確保するかである。今回の事例のように立ち話でも相談できるケースばかりではない。SSWr相談ブースを設置することも必要な措置であるといえる。しかし、多くの保護者は就学時健康診断の場が生活課題まで相談できる機会であることを知らない。そのような中で就学相談とは別にSSWr相談ブースができると相談ブースが２箇所になり、混乱が起きないのかという不安もでてくる。二つは、保護者にSSWrの役割をどう伝えたらいいのかということである。両課題とも今後丁寧に検討する必要がある。

現在、X市ではSSWrが就学時健康診断に参加することについて、明確な位置づけがなされていない。SSWrが参加する就学時健康診断の意味づけは、教育とソーシャルワーク（福祉）の協働のあり方についてどうあるべきなのかという根本を突き付けているような課題である。教育とソーシャルワーク（福祉）が共に取り組み続けることの中から明確な意味づけが見出されたとき、SSWrの役割も同時に明確になるといえる。

５－４　SSWrの家族支援のあり方

最後に本事例をSSWrが今後どのように支援をしていくのかということについて検討をする。

支援の柱は「子どもの最善の利益」である。具体的には家族の持っている力、強みを活かしながら「子どもの生活の質を高めるかかわり」をどのように行うのかということになる。

そのためにはまず、「子どもの状況の把握」をすることであり、母親から再度話を聞く場を「いつ頃」、「どこで」行うのか。そして、そのことを「誰が」母親に「どのような形」で伝えていくのかについて検討していく必要がある。

家族の支援にあたっては、社会資源の活用など多角的な視点から系統立てて行われなければならない。本事例の場合は、貧困が本児や弟、妹に長期にわたり生活や学習などあらゆる場面で成長発達に影響を及ぼす懸念がある。家族は子どもの成長発達のために幼稚園に入園させ、経験を積む機会をつくり、相談の場があれば相談することができる十分な力を持っている。こうした家族の持っている力を活かしながら、「途切れることのない成長発達の機会の確保」が求められる。家族の支援にはSSWrだけではなく、幼稚園・小学校の教師、主任児童委員、民生委員、子育てサロンやそのスタッフなどが協働して子どもを見守り、育む、家族を支える地域のネットワークも必要となる。

このようにSSWrは「円環的ともいえる生活課題」に対して①人（対処能力や自尊感情を高める）、②環境（応答性を高める調整を行う）、③人と環境の接点（交互作用の質を高める）の３つの方向に介入を試みる。SSWrは「家族の力や強み」に着目をして、構造的空隙を見定め、子どもの最善の利益を図るための具体的な手立てを講じていくことになる。

６．おわりに

社会経済状況の変化や児童福祉法の改正などで児童相談所ではなく、市の児童福祉主管部署が主担当となり取り組む事例が増えてきている。生活基盤の脆弱な子どもに対して、教育権の保障を学習段階に合わせてどのように体系立てて取り組んでいくのかは待ったなしの状況である。今までの来室中心の「待ち」の教育相談対応では限界があり、「子どもを主体」として捉えた支援の取り組みが始まった。そのひとつが就学時健康診断である。

就学時健康診断にSSWrが参加する必要性を認

識したのは、ひとりの重複障害児とその母親との出会いである。母親からの放課後の生活に関する相談電話がきっかけとなり、SSWrがかかわることになった。その児童は生まれつき心臓に大きな障害を抱え、生きることもままならない時期を乗り越え、今、特別支援学級に元気に通っている。しかし、ここに辿りつくまでには想像を越えた苦難との闘いでもあった。長期にわたって入院していたにも拘らず、医療・教育・福祉の専門職と共に子どもが安心して学校生活を送れる具体的な手立てを創ることができず、この親子はどこに何をどう相談してよいかわからないまま、学校教育になじめず周囲への不信感をつのらせるばかりであった。就学時健康診断時に心臓疾患の状態の確認だけでなく、本児を真ん中に据えた教育環境の体制を早期に確立していれば、これほどこの親子は苦しまなくてよかったと思われた。

未然防止の視点も含めてSSWrとして二度と同じことが繰り返されないためには何が出来るのかと考えるようになった。そして、その事例をもとに就学時健康診断にSSWrが参加する環境を試験的に整備していった。今後も「子どもの最善の利益を確保する就学時健康診断のあり方」について研究課題として継続的に取り組んでいきたいと考えている。

なお、本稿で行った考察は、日ごろの経験していることの中から記述した部分が多い。今後は事例を積み重ね、客観的な考察を行っていきたい。

注釈

(1) 就学時健康診断は学校保健安全法第11条に基づいて実施されるものである。就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するものであるとされている。更に、就学時健康診断事後指導実施要領によると健康診断の結果を保護者に知らせ入学準備に備えて頂くとともに、児童の様子を観察し、入学後の対応の参考とするとされている。毎年10月から11月に市内の各公立小学校で行われる。

(2)「子どもの貧困」とは「子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの多くの不利を負ってしまうこと」と定義されている（子どもの貧困白書編集委員会編「子どもの貧困白書」明石書店、11頁（2009年）。）この貧困概念の特徴は「子どもを主体」として捉えていることが大きな特徴である。

(3) 就学援助とは、学校教育法第19条では「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

補助については、平成17年度より、税源移譲を行った上で国の補助を廃止している。国による補助が廃止されてから、市町村の財源に左右されるといわれている就学援助受給率であるが、文部科学省の調査によると平成22年の全国平均は15.3%である。しかし、X市では就学援助受給率が30%で、その中には50%という中学校もある。

引用文献

1）青木紀「貧困の世代的再生産分析の視点」『教育福祉研究』第9号、1－8頁、2003年。
2）耳塚寛明、お茶の水大学委託研究・補完調査について、文部科学省「全国学力・学習状況調査の結果を用いた追跡分析結果等について」平成21年８月。〈http://www/mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/__icsFiles/afieldfil/2009/08/06/1282852_2.pdf〉
3）小松亮「子どもの貧困と安全安心」『子どもの権利研究』第20号、14頁、2012年。
4）東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ－輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク－」平成17年12月。http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index.files/hakusho2.pdf
5）前掲３）15－18頁
6）山野則子『スクールソーシャルワークに関するハンドブック改訂版』大阪府立大学人間社会学部山野則子研究室、11－12頁（2011年）。
7）大塚美和子「未来はいつも子どもに学ぶ～SSWの実践から～」日本スクールソーシャ

ルワーク協会　秋季研修会資料、2012年。

参考文献

1）阿部彩『子どもの貧困―日本の不平等を考える』（岩波新書、2008年）。
2）子どもの貧困白書編集委員会『子どもの貧困白書』（明石書籍、2010年）。
3）藤田英典「現代の貧困と子どもの発達・教育」『発達心理学研究』第23巻第4号、439-449頁、2012年。
4）庄司順一・鈴木力・宮島清『社会的養護シリーズ３　子ども虐待の理解・対応・ケア』（福村出版、2011年）。
5）平野裕二「子どもの権利条約の実施における『権利基盤型アプローチ』の意味合いの考察」『子どもの権利研究』第5号、（2004年）。
6）日本学校ソーシャルワーク学会　近畿地区研修会資料（2013年）。
7）藤本裕典・制度研編『学校から見える子どもの貧困』（大月書店、2009年）。
8）堀正嗣・栄留里美『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』（明石書店、2009年）。
9）山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳『スクールソーシャルワーク論　歴史・理論・実践』（学苑社、2008年）。
10）山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲『新スクールソーシャルワーク論-子どもを中心にすえた理論と実践-』（学苑社、2012年）。
11）山下英三郎『修復的アプローチとソーシャルワーク　調和的な関係構築への手がかり』（明石書店、2012年）。
12）Paul Allen-Mears・Robert O.Washington・Betty Welsh山下英三郎監訳『学校におけるソーシャルワークサービス』（学苑社、2011年）。
13）山野則子・峯本耕治『スクールソーシャルワークの可能性　学校と福祉の協働・大阪からの発信』（ミネルヴァ書房、2010年）。
14）山野良一『子どもの最貧国・日本』（光文社新書、2008年）。

（受付　2013.3.27　受理　2013.5.23）